

議案第 28 号

甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例制定について

甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 26 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例

甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年 6 月条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条を第 14 条とする。

第 12 条中「及び前条」を「並びに第 11 条第 1 項、第 2 項前段及び第 3 項」に改め、「教育委員会規則」との次に「、前条の規定中「市長」とあるのは「教育委員会」と、「したとき若しくは同条第 2 項の規定により使用料の額を定めたときは、」とあるのは「したときは遅滞なくその旨を、市長は、同条第 2 項の規定により使用料の額を定めたときは」と」を加え、同条を第 13 条とする。

第 11 条中「又は」を「若しくは」に改め、「あったとき」の次に「又は前条第 1 項の規定により管理の業務の全部若しくは一部を自ら行うこととしたとき若しくは同条第 2 項の規定により使用料の額を定めたとき」を加え、同条を第 12 条とする。

第 10 条の次に次の 1 条を加える。

（市長による管理）

第 11 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設に係る他の条例（次項において「施設条例」という。）

の規定にかかわらず、当該施設の管理の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。この場合において、現に指定管理者から受けている使用又は利用の許可その他の行為は、市長から受けた使用の許可その他の行為とみなす。

- (1) 第3条の規定による申請がなかったとき。
 - (2) 第4条第1項各号に掲げる選定基準に適合するものがなかったとき。
 - (3) 第7条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
 - (4) 指定管理者が、天災その他の事由により管理の業務の全部又は一部を行うことが困難となった場合において必要があると認めるとき。
- 2 前項の場合において、施設条例に利用料金を指定管理者の収入として収受させる旨の規定があるときは、市長は、当該利用料金に代えて使用料を徴収するものとする。この場合において、使用料の額は、当該施設条例で定める利用料金に相当する額（当該施設条例において利用料金の上限額を定めている場合は、当該上限額を超えない範囲で市長が定める額）とする。
- 3 市長は、前項の使用料について、特別な理由があると認めるときは、減免し、又は全部若しくは一部を還付することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

指定管理者制度の適切かつ明確な運用を図るため、指定管理者が管理する公の施設において、当該指定管理者の指定を取り消した場合等における当該公の施設の管理に係る所要の改正を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。